

感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援について

New

【事業の概要】

- 高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、入院又は宿泊施設での療養が原則となっていますが、病床がひっ迫している場合には、やむを得ず自宅待機となる場合があります。このような場合で高齢者が介護サービスを必要とする場合には、保健所の指示等に基づきながら、かかりつけ医、介護サービス事業所等の協力等を得ながら対応いただくことが想定されます。
- こうした状況に対応し、必要な介護サービスを確保するため、主に以下の①及び②により、感染した在宅の高齢者に介護サービスを提供する事業所等への協力金等の支給を行っています。【活用のためのフロー：別紙】
 - ① 既に介護サービスを利用している高齢者に対して、既利用事業所等が介護サービスを継続する場合や他の事業所等が代替サービスを実施する場合の事業所等への協力金の支給
 - ② 介護サービスを利用していない高齢者がサービスを必要とする状況となった場合に、市町で保健職や介護職等を確保し、必要なサービスを提供する場合の活動費の支給

項目	内容
対象事業所等 (介護)	訪問系サービス事業所等 ※訪問系サービス：訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援事業所
支援条件	・①又は②によりR3.4.1以降に在宅の高齢者（感染者）に対して介護サービス等を提供した対象事業所等 (注：R2年度発生分は申請締め切り済みです。年度末発生の場合等は個別に御相談ください。)
支援単価	・訪問介護 3.8万円 訪問看護 5.2万円 居宅介護支援 4.3万円 (注：いずれも1日当たり単価。単価は①、②共通。①は介護報酬を別途請求が可能です。)
予算額	・3,400万円（R3予算分）
相談先	・兵庫県高齢政策課介護基盤整備班（連絡先）078-341-7711（内線）3107 (注：市町により取扱いが異なる場合がありますので、まずは市町の担当に御相談ください。)

【別紙】 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援イメージ

- 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合にサービスを確保できるよう事業所等を支援しています。
- 介護サービスの提供について、市町から協力をお願いする場合がありますので、本支援の活用等も踏まえ、自宅待機している高齢者をチームで支える取組に御協力をいただきますようお願いいたします。

※ 本資料では医療（往診）と介護双方のフローを1つにまとめています。介護についてはイメージの下の①から④までを参照ください。

